　0801-00-02



一般社団法人日本原子力学会

JNST Article Awards細則

平成28年3月1日　第9回編集幹事会承認

（目的）

1. 本細則は，一般社団法人日本原子力学会（以下，「本会」という）編集委員会（以下，「委員会」という）が発行する，Journal of Nuclear Science and Technology（以下，「JNST」という）の専門誌としての評価向上に貢献した論文を顕彰するために，編集委員会規程（0801）第２条（３）の規定に基づき，JNST Article Awards（以下，「本Awards」という）の付与について定める。

（種類）

1. 本Awardsの種類は，JNST Most Cited Article Award（以下，「JMC Article Award」という），およびJNST Most Popular Article Award（以下，「JMP Article Award」という）とする。

（対象）

1. JMC Article Awardは，受賞論文選考の基準年（以下，「基準年」という）より6年前のJNST VolumeのIssue 1からIssue 12に掲載された論文を対象とする。JMP Article Awardは，基準年前年のJNST VolumeのIssue 1からIssue12に掲載された論文を対象とする。ともに，対象とするJNST掲載論文のカテゴリーは，Review，Rapid Communication，Article，Technical Material，Letter to the Editorとする。

（選定基準）

1. JMC Article Awardは，対象Volumeの論文として公開された月より60カ月間の直接引用件数が顕著と認められる論文を選定する。JMP Article Awardは，論文公開月より12カ月を超えない期間においてダウンロード数が顕著と認められる論文を選定する。

（受賞者）

1. JMC Article Award，JMP Article Awardともに，受賞論文の全著者に付与する。

（選考）

1. 受賞論文は，委員会の論文賞担当グループが候補を選定し，論文誌編集幹事会（以下，「幹事会」という）が決定する。

（顕彰）

1. 本Awardsの受賞者には基準年翌年の本会春の年会において，賞状を授与し顕彰する。JMC Article Award，JMP Article Awardそれぞれ上位の論文には別途，副賞も授与する。あわせて，本会ならびにJNST出版業務を取り扱うTaylor & Francis社のウェブサイト等で受賞論文を紹介する。

（雑則）

1. この細則に定めるもののほか，本Awardsに関し必要な事項は幹事会が定める。

（改定）

1. 本細則の改定は，編集幹事会が決定し，理事会に報告するものとする。

附則

１　平成27年4月22日　編集委員会メール審議承認，同日施行

２　改定履歴

1. 平成27年4月22日　編集委員会メール審議制定，平成27年5月21日　第8回理事会報告
2. 平成28年3月1日　内規から細則へ変更，同日　第9回編集幹事会改定，平成28年3月22日　第7回理事会報告

附則

１　平成28年3月1日改定の細則は，平成28年4月1日から施行する。